

## 第 2 号

令和元年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 474,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,723,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負担金		千円	千円	千円
		<b>1,871,534</b>	<b>79,100</b>	<b>1,950,634</b>
	1 負担金	1,871,534	79,100	1,950,634
2 国庫支出金		<b>525,740</b>	<b>316,400</b>	<b>842,140</b>
	1 国庫補助金	525,740	316,400	842,140
3 繰越金		<b>75,800</b>	<b>900</b> △	<b>74,900</b>
	1 繰越金	75,800	900 △	74,900
4 県 債		<b>433,600</b>	<b>80,000</b>	<b>513,600</b>
	1 県 債	433,600	80,000	513,600
歳 入 合 計		<b>3,248,460</b>	<b>474,600</b>	<b>3,723,060</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		<b>2,532,102</b>	<b>474,600</b>	<b>3,006,702</b>
	1 流 下 水 道 域 費	2,532,102	474,600	3,006,702
歳 出 合 計		<b>3,248,460</b>	<b>474,600</b>	<b>3,723,060</b>

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 熊 本 市	令和2年度	千円 367,965
2 八代北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 八 代 市	令和2年度	372,000

第3表 地方債補正  
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部 流域下水道 事業費	千円 62,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円 107,000	(補 正 前 に 同 じ)		
八代北部 流域下水道 事業費	271,000	証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			306,000			
計	333,000				413,000			